

松江市バス停上屋等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市が交付する松江市バス停上屋等整備事業費補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市バス停上屋等整備事業費補助金
補助金交付の目的	バス停に上屋又はベンチ(以下「上屋等」という。)を設置し、又は修繕する町内会・自治会に対して補助金を交付することにより、バスの待合環境を整備し、バスの利用促進を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	町内会・自治会が設置し、維持管理するバス停の上屋等の設置又は修繕整備事業で、設置する場合は次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 原則は固定式として、容易に移動することができないものであること。 (2) 十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。 (3) 構造及び色彩は、周囲の環境と調和するものであること。 (4) 歩行者の交通の支障とならない規模及び構造であること。
交付の率又は金額	上屋等の整備費の3分の2の額(100円未満の端数を切り捨てた額)又は50万円のいずれか低い額
補助事業者の範囲	町内会・自治会
終期	令和7年3月31日

(添付書類)

第3条 補助金等交付申請書には、事業計画書、収支予算書、実施設計書及びバス事業者の同意書を添付するものとし、バス停上屋の設置に建築確認が必要な個所においては建築確認済証を、建築確認が不要な個所で私有地の場合においては地権者の同意書を、建築確認が不要な個所で道路の場合においては道路占用許可書を添付するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。